

いじめ防止基本方針

いじめに対する基本的な考え方

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題です。いじめの加害行為はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであると認識し、その防止と対策にあたっています。

本校のいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法や大阪府・松原市いじめ防止基本方針を踏まえ、学校における取組みを明確に整理し、重大事態が発生した場合の対応についても定めたいじめの防止のための総合的な方針です。

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法、第2条において次のとおり規定されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係をさします。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

具体的には

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる

2. いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人（教師）の振る舞いが、生徒に悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事です。

(2) 生徒の人権意識を育む

いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。生徒一人ひとりが違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。

そして、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

3. いじめへの対処

(1) いじめを早期発見する

小さな兆候であっても、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切です。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第23条第1項※の規定に違反します。

法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(3) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先します。

(4) 毅然とした姿勢で粘り強い指導を行う

いじめを行った生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。いじめを行った生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくために継続的で粘り強い指導が必要です。

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

また、いじめを受けた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対処も可能です。

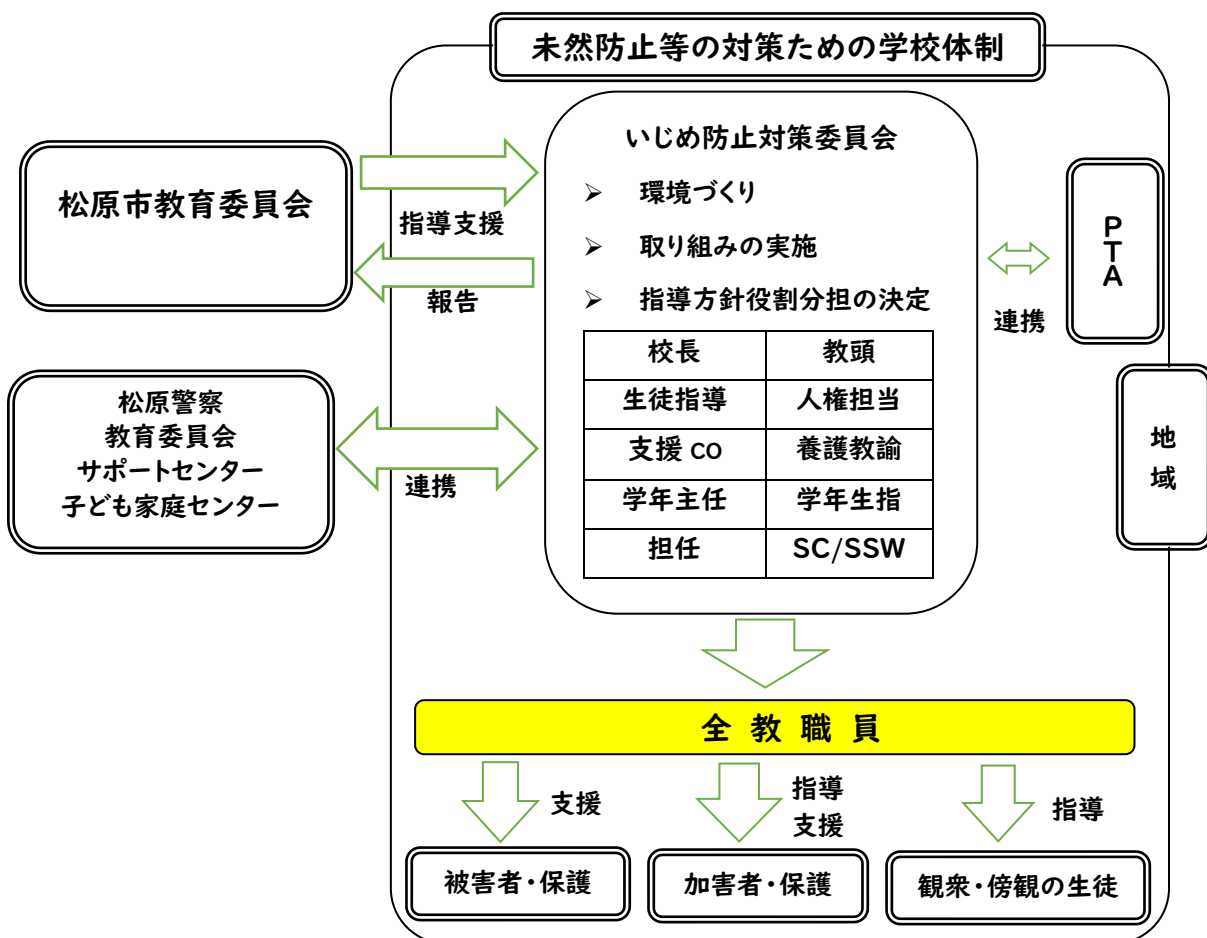
(5) 「観衆」や「傍観者」に対して

はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

(6) 警察との連携

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものもあります。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

2. いじめ防止等の対策のための組織



相談窓口：校長・教頭

養護教諭

生徒指導

スクールカウンセラー

3. いじめ防止等に関する具体的な取組み

「いじめの未然防止」

道徳 いじめ「わたしのいもうと」

自尊感情を上げる取組み（生徒の主体的な活動）

違いを認め合う（人権コース別学習）

自分を見つめる、伝える、つながる取組み（クラスミーティング等）

人間関係トレーニング

いじめ防止の教職員研修

生徒保護者への啓発活動（ネット上のいじめを含む）

「いじめの早期発見」

QUアンケートの実施

生活アンケートの実施

教育相談（6月・11月）

スクールカウンセラーによる面談

生徒との会話や観察からの情報収集

「いじめへの対処」

いじめ防止対策委員会の立ち上げ

被害の生徒、知らせた生徒の安全確保

聞き取り等による情報収集と教職員間の共有

指導

4. いじめの「解消」

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認します。

5. 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないよう対策を講じることが必要です。

そのため、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

(1) 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。

(3) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

また、被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たることが必要です。

①いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を

行うことなどが考えられます。この際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要です。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

②いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

(5) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、教育委員会が市長に報告します。また、学校が主体となって調査を実施した場合も、教育委員会を通じて市長に報告します。

また、学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

なお、情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。